

「七ヶ浜町新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について (概要版)

令和8年(2026年)6月
七ヶ浜町健康福祉課

行動計画改定の背景

平成25年に国で行動計画を策定し、当町でも平成27年3月に同計画を策定。



令和2年に新型コロナウイルス感染症が流行。
令和5年度まで、国の特例措置として予防接種を実施。



令和6年7月 国の行動計画改定
令和7年3月 県の行動計画策定
令和8年6月 市町村の行動計画策定

「目的」と「根拠法令」

目的

- ▶ 新型コロナウイルスの感染症での対応等を踏まえ、**新たな感染症にも対応できる体制の構築を目指す。**
- ▶ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という)を始めとする法改正等に対応させる。

根拠法令

- ▶ 特措法第8条により、市町村は、政府行動計画及び都道府県行動計画に基づき、**新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成することとしている。**

【参考】特措法第8条

- ▶ 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村区域に係る新型インフルエンザ等の対策の実施に関する計画を作成するものとする。

「改定」の主なポイント

1. 平時の準備の記載を充実

- ・改正前の計画では、「未発生期」としていたものを「準備期」とし、準備期の取組を充実

2. 対策項目の充実

- ・対策項目を7項目に拡充(改正前の対策項目は6項目)
- ・対応を、3期に分類(準備期、初動期、対応期)
※(改正前の分類は6期)

3. 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切り替え

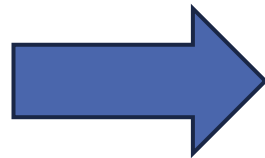
- ・新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭
- ・ワクチンや治療薬の普及に応じた対策を明記
- ・感染拡大防止と地域経済活動のバランスを配慮した柔軟かつ機動的な対策の切替

町行動計画の各対策項目

対策項目	準備期（平時）	初動期・対応期
①実施体制	関係機関の連携、育成や実践的な訓練	迅速な情報収集
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	住民等の基本的対策等の情報提供・共有、リスクコミュニケーションのあり方	科学的根拠等に基づいた正確な情報の迅速な提供、可能な限りの双方向のコミュニケーション
③まん延防止	基本的な対策の周知	感染症に関する適切なまん延防止対策
④ワクチン	速やかな接種体制についての整理や必要な訓練の実施、DXの活用	接種会場や、医療従事者の確保など接種体制の構築等
⑤保健	保健所等と連携し、地域全体で感染症危機に備える体制の構築	県が実施する健康観察に協力
⑥物資	感染症対策物資の備蓄 定期的な確認	物資等の準備・配置状況を確認 県との連携
⑦住民の生活及び住民経済の安定の確保	情報共有体制の整備、DXを活用した適切な仕組みの整備	感染状況に応じ、住民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

前回計画との比較、主な内容

改正前
①実施体制
②サーベイランス・情報収集・共有
③情報収集・共有
④予防・まん延防止
⑤医療
⑥住民生活及び住民経済の安定の確保



改正後	主な内容(下線部分が改正)
①実施体制	総合調整や指示の明記 (国、県との連携強化)
②情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	リスクコミュニケーションの追加 <u>偏見、偽・誤情報への対応を明記</u>
③まん延防止	対策の効果と住民生活への効果を 勘案
④ワクチン	<u>新型インフルエンザ以外の新たなウイルスへの対応、DXの推進</u>
⑤保健	平時からの、保健所との連携や協力体制の明記
⑥物資	<u>必要物品の備蓄・配置の記載</u>
⑦住民生活及び住民経済の 安定の確保	住民生活及び住民の心身の影響を明記 <u>メンタル、孤立等</u>